

## 第 11 章

### 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価

- 1 計画の周知と情報公開
- 2 計画の推進体制と役割
- 3 進行管理、計画の評価、見直し

## 1 計画の周知と情報公開

### (1) 周知

計画書や概要版を作成し、県民や医療関係者等に配布することにより周知を図ります。また、ホームページや県政出前講座等の各種広報手段を活用し、県民、市町、医療関係者などに対し、本計画の取組等について積極的に情報提供し、本計画の理解と推進に向けた協力の確保に努めます。

### (2) 情報公開

保健・医療・介護・福祉それぞれに関係する会議の場などで、県の保健・医療・介護・福祉に関する取組等の情報について県民等へ積極的に提供します。本計画の5疾病・5事業及び在宅医療における数値目標の進捗状況の確認・評価結果や地域医療構想の実現に向けた取組状況等について、栃木県医療介護総合確保推進協議会、地域医療構想調整会議等の会議やホームページなどを通じて積極的に公開します。

## 2 計画の推進体制と役割

### (1) 計画の推進体制

医療関係者や市町、保険者等、保健医療に関わる機関等と以下の役割分担を踏まえながら、栃木県医療介護総合確保推進協議会、健康福祉センター協議会等を活用するなどして計画推進に関する意見聴取を行い、計画の着実な実現を目指します。

また、「栃木県医療費適正化計画」、「栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン 21）」、「とちぎ健康 21 プラン」等の関係する諸計画との連携の下、この計画の着実な推進を図ります。

### (2) 関係者の役割分担

#### ① 県

県全体の保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、他の計画と調和・連携を図りながら、本計画に記載された取組を推進します。

安全で質の高い医療を効率的に提供できるよう、計画に定めた医療提供・連携体制や地域医療構想の実現を目指すために必要な施策の企画立案及び実行に努め、本計画の着実な推進を図ります。

#### ② 保健所（広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所）

保健所（広域健康福祉センター）は、管内市町を支援しながら地域の医療機関相互及び医療機関と介護サービス事業者等との連携を促進し、5 疾病・5 事業の推進及び在宅医療の連携体制の構築や医療機能分化・連携に係る自主的取組等の促進を図ります。

また、地域の保健・医療・介護・福祉に関する情報収集及び分析を行うとともに、積極的な情報提供に努めます。

さらに、地域における健康危機管理の拠点として、平常時から市町や関係機関等と協働しその発生に備えます。

宇都宮市保健所については、県と連携・協力しながら、中核市の設置する保健所としての役割を担っていくことが期待されます。

#### ③ 市町

住民に身近な保健福祉サービスの実施主体として、地域特性を生かした地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、地域住民への保健・医療・介護・福祉に関する情報提供や各種保健事業を実施します。

#### ④ 保険者

市町や健康保険組合などの医療保険者については、データヘルス計画<sup>90</sup>に基づく様々な保健事業や特定健康診査・特定保健指導を行うなど、加入者の健康保持増進を図るほか、適切な受療行動を促進することが期待されます。

また、県においても、国民健康保険の保険者として、市町とともに、効果的・効率的な保健事業等の実施に向けた取組を推進します。

#### ⑤ 医療機関・医療従事者

本計画の達成に資するため、5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制を構築すること、将来の医療需要に対応した医療提供体制を構築すること、さらには、救急医療などの地域における医療の提供に関し必要な支援を行うことが期待されます。

#### ⑥ 事業者・企業

「労働安全衛生法」に定められたストレスチェック及び定期健康診断等の労働者の健康確保に関する措置の確実な実施が求められます。

また、長時間労働の抑制、治療と仕事の両立など、ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備が不可欠となっています。

#### ⑦ 県民

自らの健康の保持増進に努めるとともに、限られた医療資源の有効な活用のため、適切な受療行動が望まれます。

<sup>90</sup> レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画。

### 3 進行管理、計画の評価、見直し

計画・立案 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクルにより、医療関係者や介護関係者などから構成する栃木県医療介護総合確保推進協議会などを活用しながら、目標として掲げられた項目の進捗状況等を毎年確認、評価し、その結果をホームページで公表するとともに、厚生労働大臣に報告します。

また、計画期間内の達成度について調査、分析、評価を行い、次期の計画に反映させていきます。

なお、目標項目、目標値については、既存の有識者会議等を活用し、専門家の意見を聴取しながら必要に応じて見直しを行うなど、弾力的に対応していきます。

5 疾病・5 事業及び在宅医療について、それぞれの医療機能別に具体的に医療機関名を別冊に記載し、その一覧については県のホームページで公表する他、健康福祉センター等で閲覧するなどして周知を図ることとしていますが、記載した医療機関名については変動が見込まれることから、必要に応じて見直すこととします。

